

## 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の徴収方法について

### 1. 基本は…

$$(\text{申請する住戸が属する棟の住戸総数}) \div (\text{申請する住戸数}) = (\text{1住戸当りの申請手数料(円/戸)})$$

↑ 100円未満切捨て

#### 例1) 総住戸数10戸の共同住宅のうち10戸を認定申請する場合

申請する住戸数：10戸
-------------

- ・ 総住戸数10戸の建築物に対する申請手数料区分：176,500円
- ・ 1住戸当りの申請手数料は  
 $176,500 \text{円} \div 10 \text{戸} = 17,650 \text{円} \rightarrow 17,600 \text{円}$ (100円未満切捨て)
- ・ 申請する10戸の手数料の合計は、 $17,600 \text{円} \times 10 \text{戸} = 176,000 \text{円}$

#### 例2) 総住戸数10戸の共同住宅のうち5戸を認定申請する場合

申請する住戸数：5戸
申請しない戸数：5戸

- ・ 総住戸数10戸の建築物に対する申請手数料区分：176,500円
- ・ 1住戸当りの申請手数料は  
 $176,500 \text{円} \div 5 \text{戸} = 35,300 \text{円} \rightarrow 35,300 \text{円}$ (100円未満切捨て)
- ・ 申請する5戸の手数料の合計は、 $35,300 \text{円} \times 5 \text{戸} = 176,500 \text{円}$

#### 例3) 総住戸数10戸の共同住宅のうち7戸を認定申請する場合

申請する住戸数：7
申請しない戸数：3戸

- ・ 総住戸数10戸の建築物に対する申請手数料区分：176,500円
- ・ 1住戸当りの申請手数料は  
 $176,500 \text{円} \div 7 \text{戸} = 25,214 \text{円} \rightarrow 25,200 \text{円}$ (100円未満切捨て)
- ・ 申請する7戸の手数料の合計は、 $25,200 \text{円} \times 7 \text{戸} = 176,400 \text{円}$